

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

誤っている場合は届出をしてください

マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

戸籍に氏名の振り仮名が 記載されるようになります。



戸籍に氏名の振り仮名が記載されることで、
本人確認情報として、氏名の振り仮名が
利用できるようになります。

**氏名の振り仮名の届出は、
令和7年5月26日から
できるようになります。**

マイナポータルを利用して、オンラインでも届出をすることができます。

制度の詳細はこちら

戸籍 振り仮名



法務省民事局